

自立支援医療(精神通院医療)をご存知ですか?

自己負担割合が、原則として医療費の **1割** まで軽減されます。※

※世帯の所得状況や症状等によっては、さらに低くなります。(1か月あたりの上限を設定)



対象となる人は?

何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある方が対象です。

対象となるのはすべての精神疾患で、右記のようなものが含まれます。

症状がほとんど消失している場合であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するために通院治療を続ける必要がある場合には対象となります。

対象となる精神疾患

- 統合失調症
- てんかん
- ストレス関連障がい
- うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- アルコール関連障がい
- 発達障がい
- 認知症等の脳機能障がい など

軽減の対象となる医療は?

精神疾患等に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療です。

- 通院による診療・検査
- 精神科デイケア
- 治療調剤
- 訪問看護

注意

以下の医療は対象外です

- 受給者証に記載された指定医療機関以外での医療
- 入院
- 精神疾患・精神障がいと関係のない疾患
- 公的医療保険の対象とならない治療、投薬など

どの医療機関で利用できるの?

この制度が利用できるのは
「指定自立支援医療機関」に限られます。

指定医療機関であるかどうかは、直接医療機関へお問い合わせいただくか、市町等へお尋ねください。
鳥取県のホームページにも一覧表を掲載しています。

制度を利用するには?

市町の担当窓口に申請して、
「自立支援医療受給者証」を取得してください。

申請が認められると「自立支援医療受給者証」が交付されますので、受診の際に提示してください。
申請手続きの方法や必要書類等については、裏面をご覧ください。

なお、申請時には「診断書」の提出が必要ですので、事前に受診している医療機関にご相談ください。

1か月あたりの自己負担上限額

世帯の所得区分 ^{※1}		1か月あたりの自己負担上限額	「重度かつ継続」の場合 ^{※2}
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0 円(負担なし)	
低 所 得 1	市町村民税非課税世帯かつ本人収入≤80万9千円	2,500 円	
低 所 得 2	市町村民税非課税世帯かつ本人収入>80万9千円	5,000 円	
中 間 所 得 1	市町村民税課税(所得割)3万3千円未満	上限額設定なし(医療保険の自己負担限度額が上限となります。)	5,000 円
中 間 所 得 2	市町村民税課税(所得割)3万3千円以上、23万5千円未満		10,000 円
一定所得以上	市町村民税課税(所得割)23万5千円以上	自立支援医療制度の対象外	20,000 円 ^{※3}

※1 自立支援医療でいう「世帯」とは、原則として、同じ医療保険に加入している家族です。(住民票や税制上の取り扱いとは異なります。)

※2 高額治療継続者(「重度かつ継続」)とは、次の方をいいます。

ア 疾病、症状から対象となる者:統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がいもしくは薬物関連障がい(依存症等)の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者(病状などの詳しいことについては、医療機関の主治医に必ず相談してください。)

イ 疾病に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者:医療保険の「多数該当者」

※3 当分の間の経過的特例措置です。



申請手続き

- 申請は、お住まいの市町の担当窓口に、必要書類等を提出して行ってください。
- 申請者は、ご本人(18歳未満の場合は保護者)です。
- 認定された場合は「自立支援医療受給者証」を交付します(申請から交付まで1~2か月程度かかります)。
- 有効期間は1年間です。有効期限の3か月前から更新申請できます。

必要書類等	備 考
申 請 書	様式は市町にあります。鳥取市のホームページにも掲載しています。
診 断 書	受診している指定自立支援医療機関に「精神通院医療用」と依頼してください。 【有料】ただし、精神障害者保健福祉手帳と一緒に申請する場合や、前年の申請で診断書を提出した場合など、診断書が省略できる場合もあります。
健康保険証の写し	世帯全員の名前が記載されている被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療保険の加入関係を示すもの。
世帯の課税等の状況が確認できる資料	所得状況等の調査に関する同意書の提出により省略できる場合があります。その他、課税状況等によって追加書類が必要となる場合があります。
印鑑	認印で構いません。
マイナンバーの確認書類	マイナンバーカードや通知カードなど、番号がわかる書類をご持参ください。併せて、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)も一緒にご持参ください。

その他、自治体によって必要書類が異なることがあるので、以下の市町の担当課へお問い合わせください。

担当窓口

市 町	担 当 部 署	電 話 番 号	所 在 地
鳥 取 市	障がい福祉課	0857-30-8217	〒680-8571 鳥取市幸町71番地
	国府支所 市民福祉課	0857-30-8654	〒680-0197 鳥取市国府町宮下1221
	福部支所 市民福祉課	0857-30-8664	〒689-0102 鳥取市福部町細川668
	河原支所 市民福祉課	0858-71-1724	〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277
	用瀬支所 市民福祉課	0858-71-1894	〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬832
	佐治支所 市民福祉課	0858-71-1914	〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木2519-3
	気高支所 市民福祉課	0857-30-8674	〒689-0331 鳥取市気高町浜村282-1
	鹿野支所 市民福祉課	0857-30-8684	〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野1517
	青谷支所 市民福祉課	0857-30-8694	〒689-0592 鳥取市青谷町667
岩 美 町	健康福祉課	0857-73-1333	〒681-0003 岩美郡岩美町浦富1029-2
若 桜 町	福祉保健課	0858-82-2233	〒680-0792 八頭郡若桜町若桜801-5
智 頭 町	福祉課	0858-75-4102	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875
八 頭 町	福祉課	0858-72-3590	〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷254-1